

和光市告示 24 号

和光市勤労福祉センター在り方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 4 年 2 月 8 日

和光市長 柴崎 光子

和光市勤労福祉センター在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 和光市勤労福祉センター条例（平成 4 年条例第 19 号）第 1 条の規定により設置された和光市勤労福祉センターの在り方に関し、令和 3 年 10 月に公表された市役所【事業】総点検対応方針において定められた方向性の具体化について検討するため、和光市勤労福祉センター在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、和光市勤労福祉センターの運営方式その他の和光市勤労福祉センターの在り方に関して検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者又は市内関係団体を代表する者
- (2) 松ノ木島土地区画整理組合の関係者
- (3) 公募による施設利用者 2 人
- (4) 和光市勤労福祉センターの近隣事業者
- (5) 市の職員のうち次に掲げるもの

ア 企画部長

イ 市民環境部長

2 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、当該会議への出席、資

料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民環境部産業支援課において処理する。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、第2条の規定による報告があつた日限り、その効力を失う。